

事務総局会議（第28回）議事録

日時	平成29年10月3日（火）午前10時00分～午前11時54分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長、中村総務局長、堀田人事局長、笠井経理局長、平田民事局長兼行政局長、平木刑事局長、村田家庭局長、徳岡秘書課長兼広報課長、安東情報政策課長、門田審議官
議事	<p>1 平成29年度高等裁判所首席書記官事務打合せについて 中村総務局長説明（資料第1）</p> <p>2 平成29年度刑事事件担当裁判官協議会の開催について 平木刑事局長説明（資料第2）</p> <p>3 平成29年度簡易裁判所刑事事件担当裁判官協議会の開催について 平木刑事局長説明（資料第3）</p>
結果	◎ 了承 1, 2, 3
秘書課長 徳岡 治	

事務総局会議配布資料

(平成29.10.3総三印)

高等裁判所首席書記官事務打合せの開催について

- 1 主催 最高裁判所
2 期日 平成29年11月9日(木)
3 場所 最高裁判所
4 協議事項 (1) 書記官事務の整理を推進させるための後押しについて
 (2) 適正な事務を確保するための自発的な取組について
 (3) 主任書記官の管理業務の現状について
5 出席者 各高等裁判所の民事首席書記官及び刑事首席書記官

合計16人

(平成29.10.3刑二印)

刑事事件担当裁判官協議会の開催について

- 1 期 日 平成30年1月又は2月中の1日
- 2 開催形態 次の各高等裁判所ブロックによる連合開催
 - ①東京・札幌, ②大阪・名古屋, ③広島・仙台, ④福岡・高松
- 3 開催場所 ①東京, ②大阪, ③広島, ④福岡の各高等裁判所
- 4 協議事項 (1) 裁判員裁判の運用上の課題
(2) その他刑事事件の処理に關し考慮すべき事項
- 5 協議員 各高等裁判所, 各地方裁判所本庁及び各裁判員裁判に関する事務を取り扱う地方裁判所の支部の刑事事件担当の裁判官（できる限り裁判長とする。）1人

なお, これらの協議員に加え, 高等裁判所については, 陪席裁判官を, 複数の刑事部がある地方裁判所本庁及び裁判員裁判に関する事務を取り扱う地方裁判所の支部については, 複数の裁判官を, 各高等裁判所管内の実情に応じて選定して差し支えない。

(平成29.10.3刑二印)

簡易裁判所刑事事件担当裁判官協議会の開催について

- 1 期 日 平成30年1月又は2月中の半日
- 2 開 催 形 態 次の各高等裁判所ブロックによる連合開催
 - ①東京・札幌, ②大阪・名古屋, ③広島・仙台, ④福岡・高松
- 3 開 催 場 所 ①東京, ②大阪, ③広島, ④福岡の各高等裁判所
- 4 協 議 事 項
 - (1) 適正な令状事務の確保に關し考慮すべき事項
 - (2) 勾留・保釈の運用に關し考慮すべき事項
- 5 司 会 開催地の地方裁判所の刑事担当裁判官（部総括裁判官）1人
- 6 協 議 員 次の(1)ないし(3)の刑事事件担当の簡易裁判所判事
なお、これらの協議員に加え、各庁の実情に応じて、若干名の協議員を選定して差し支えない。
 - (1) 東京、大阪、名古屋、福岡の各地裁管内 5人（うち少なくとも3人は本庁併置簡裁の裁判官とする。）
 - (2) 横浜、さいたま、千葉、神戸、札幌の各地裁管内 3人（うち少なくとも2人は本庁併置簡裁の裁判官とする。）
 - (3) 上記以外の各地裁管内 2人（うち少なくとも1人は本庁併置簡裁の裁判官とする。）

ただし、簡易裁判所判事の人数が10人未満の地裁管内については、2人の出席が困難である場合は、1人も可とする。
- 7 オブザーバー 開催地の地方裁判所の刑事担当裁判官（部総括裁判官又はそれに準ずる裁判官） 1人

事務総局会議（第29回）議事録

日時	平成29年10月10日（火）午後2時00分～午後2時38分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長、中村総務局長、堀田人事局長、笠井経理局長、成田民事局第一課長、平木刑事局長、村田家庭局長、徳岡秘書課長兼広報課長、安東情報政策課長、門田審議官
議事	<p>1 高等裁判所事務局総務課長等事務打合せの開催について 中村総務局長説明（資料第1）</p> <p>2 平成29年度総務課長等協議会の開催について 中村総務局長説明（資料第2）</p>
結果	◎ 了承 1, 2
秘書課長 徳岡 治	

高等裁判所事務局総務課長等事務打合せの開催について

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成29年11月16日 (木)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項
 - (1) 裁判所における非常事態への対応
 - ア 大規模地震等の対応について
 - イ 加害行為への対応について
 - (2) 文書事務について
 - (3) 裁判所における障害者配慮について
 - (4) 総務事務の実情と課題について
 - (5) その他総務事務全般の連絡協議
- 5 出席者 各高等裁判所事務局の総務課長及び文書企画官

合計 16人

平成29年度総務課長等協議会の開催について

1 主催

各高等裁判所（2つの高等裁判所を1ブロック（東京高等裁判所及び広島高等裁判所、大阪高等裁判所及び札幌高等裁判所、名古屋高等裁判所及び高松高等裁判所、福岡高等裁判所及び仙台高等裁判所）として共同開催。）

2 期日

平成29年12月1日（金）から平成30年2月28日（水）までの間の1日を選定する。)

3 場所

名古屋高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所及び札幌高等裁判所)

4 協議事項

適正な事務処理の確保に向けた総務課長の役割

(1) 組織内の規範遵守を図るための総務課長の役割

ア 文書事務の観点から

イ 情報セキュリティの観点から

(2) 組織内の情報流通を図るための総務課長の役割

ア 広報事務の観点から

イ 加害行為対応の観点から

(3) 上記も踏まえた職員の育成に向けた総務課長の役割

職員の育成について

5 協議員

(1) 各高等裁判所、各地方裁判所及び各家庭裁判所の総務課長（小規模庁等で地家裁のいずれか一方の総務課長を総務担当課長とする庁については、各高等裁判所の判断により、同課長のみを協議員とすることも可とする。）

- (2) 以下の者のうち、協議事項ごとに高裁が参加を相当と認めるもの
各高等裁判所及び各地方裁判所の総務課文書企画官並びに各高等裁判所の
総務課課長補佐及び総務課専門官
- (3) 開催高裁所在地の地家裁所長並びに開催高裁の局次長、人事課長及び会計
課長について、可能な範囲でオブザーバー参加を検討するよう求める。

事務総局会議（第30回）議事録

日時	平成29年10月17日（火）午前10時00分～午前11時15分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長、中村総務局長、堀田人事局長、笠井経理局長、平田民事局長兼行政局長、平木刑事局長、村田家庭局長、徳岡秘書課長兼広報課長、安東情報政策課長、門田審議官
議事	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成29年度外国出張計画について 徳岡秘書課長説明（資料第1） 2 高等裁判所長官事務打合せの開催について 中村総務局長説明（資料第2） 3 行政不服審査請求に対する裁決について 中村総務局長説明（資料第3）
結果	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 裁判官会議付議 3 ◎ 了承 1, 2
	秘書課長 徳岡 治

(平成 29.10.17 秘書涉外二印)

平成29年度外国出張計画

出張

1 国際会議

難民法裁判官国際協会第11回世界会議 (ギリシャ, 約6日間)

【秘書課・行政局】

裁判官1人

2 裁判官司法事情研究

米国国務省主催のインターナショナル・ビジター・リーダーシッププログラム

(米国, 約3週間) 【家庭局】

裁判官1人

3 一般職司法事情研究

(1)米国国務省主催のインターナショナル・ビジター・リーダーシッププログラム

(米国, 約3週間) 【家庭局】

一般職1人

(2)別居親を拒否する家族への介入の在り方に関する米国等の実践の研究

(米国及びカナダ, 約10日間) 【家庭局・総合研修所】

一般職2人

高等裁判所長官事務打合せ開催要領（案）

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成29年11月20日（月）及び21日（火）
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) 人事について
- 5 出席者 高等裁判所長官 8人
　　随員 高等裁判所事務局長 8人
- 6 日程

時間 日 (曜日)	10:00 ～ 12:00	12:00 ～ 13:00	13:00 ～ 15:00	15:00 ～ 17:00	協議終了後
20日 (月)		昼食 休憩	個別協議	最高裁長官挨 拶 全体会議	懇談会
時間 日 (曜日)	10:00 ～ 12:00	12:00 ～ 13:00	13:00 ～	17:00	
21日 (火)	個別協議	昼食 休憩	個別協議		

(平成29.10.17総一印)

行政不服審査請求に対する裁決について

(配布資料目録)

1 裁決書（案）

)

)

最高裁総一第〇〇〇〇号

裁 決 書 (案)

審査請求人

[REDACTED]

処 分 庁 最 高 裁 判 所

主 文

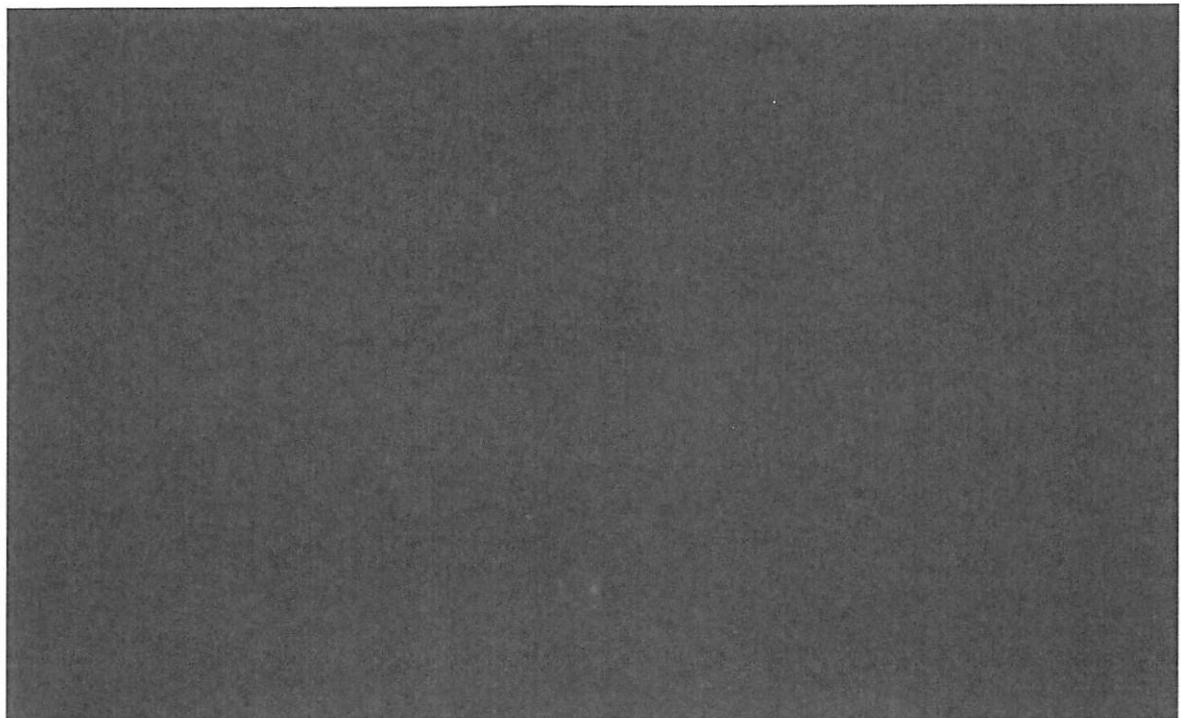
事 案 の 概 要

)

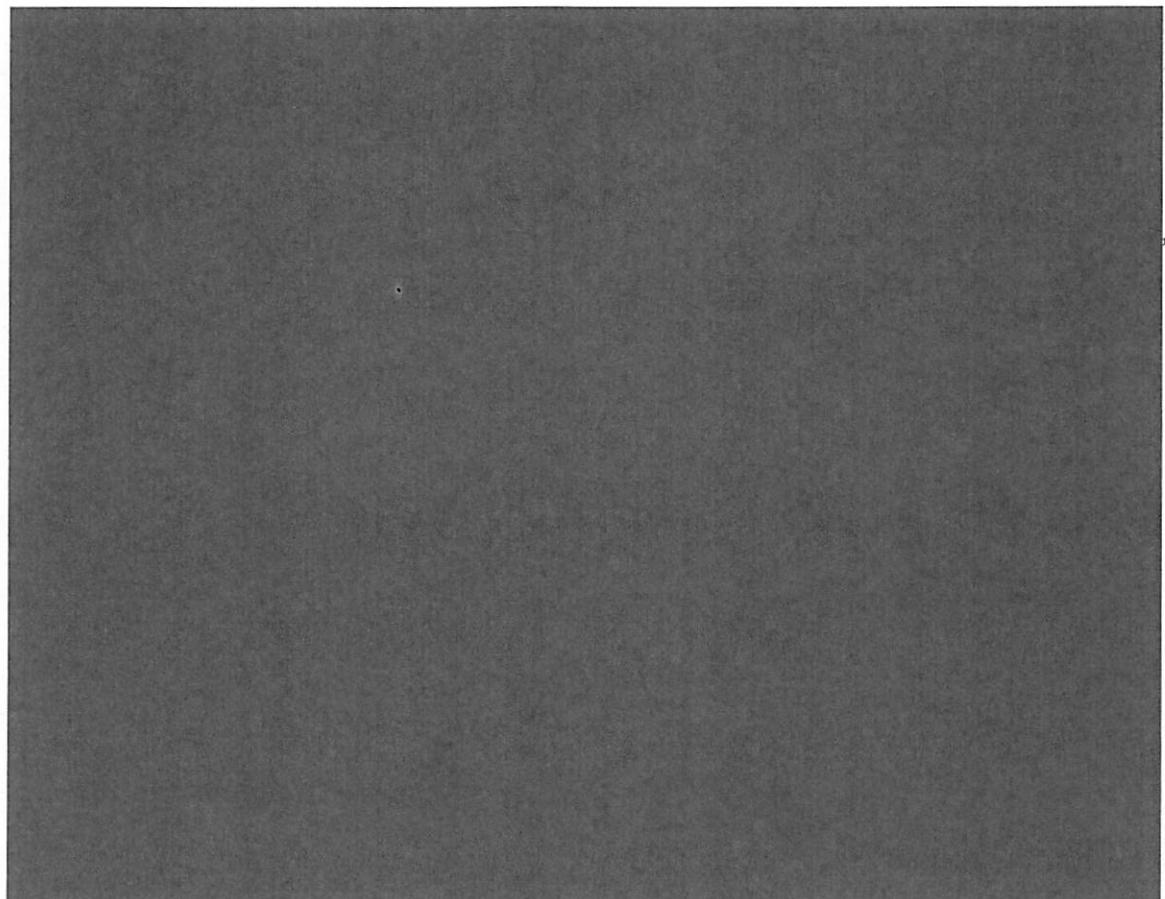
)

)

)



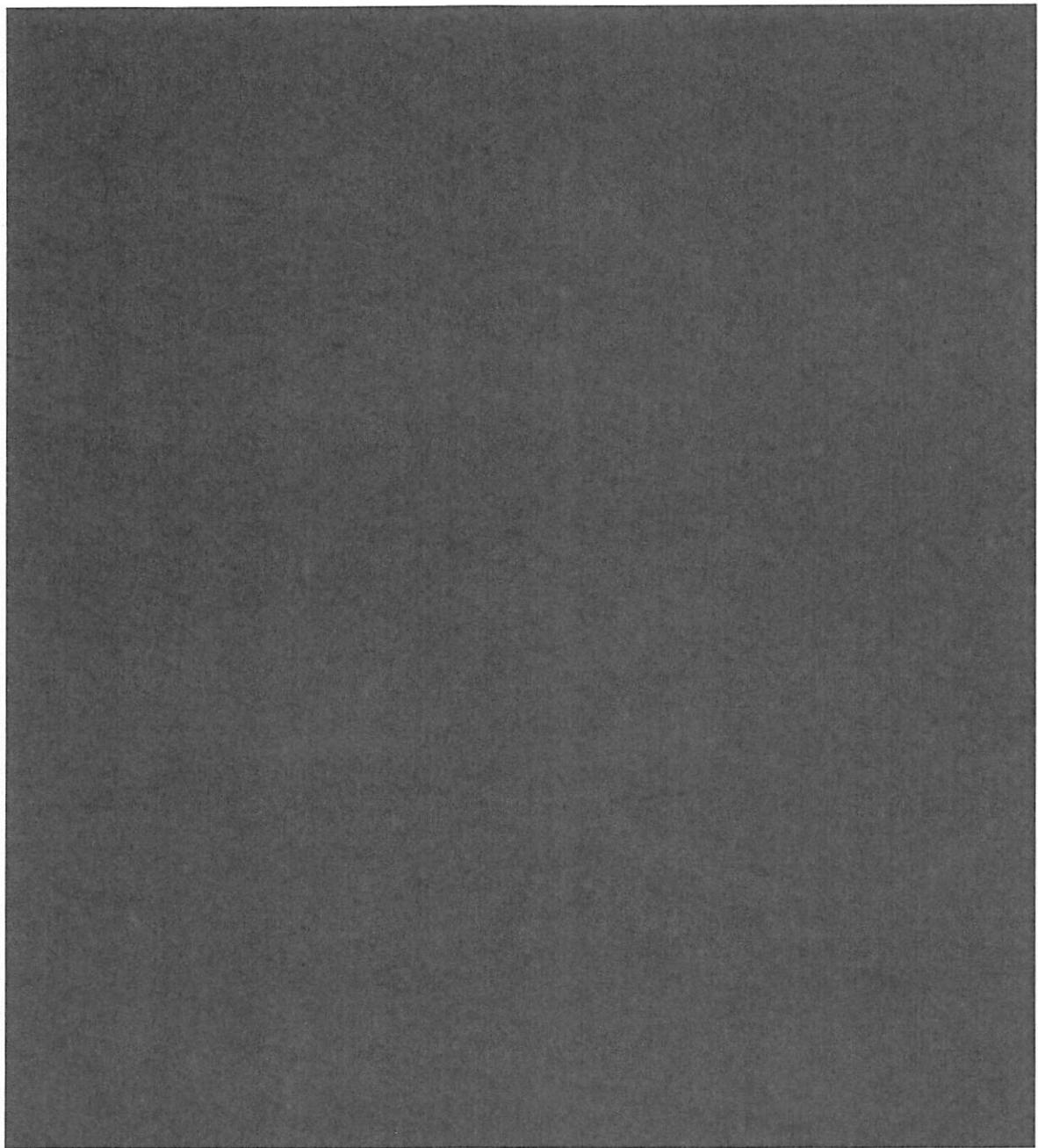
審理関係人の主張の要旨



理 由

)

)



平成29年10月〇日

審査庁 最高裁判所

(教示欄)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となりま

す。), 裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし, この裁決の取消しの訴えにおいては, 不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として, 裁決の取消しを求めるることはできません。

処分の違法を理由とする場合は, この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に, 国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。), 処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 上記の期間が経過する前であっても, この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は, 裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし, 正当な理由があるときは, 上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

事務総局会議（第31回）議事録	
日時	平成29年10月31日（火）午前10時00分～午前10時08分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長、中村総務局長、堀田人事局長、笠井経理局長、平田民事局長兼行政局長、平木刑事局長、村田家庭局長、徳岡秘書課長兼広報課長、安東情報政策課長、門田審議官
議事	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成29年度外国出張計画について 徳岡秘書課長説明（資料第1） 2 第24回最高裁判所裁判官国民審査の結果について 徳岡広報課長説明（資料第2）
結果	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 裁判官会議付議 2 ◎ 了承 1
秘書課長 徳岡治	

(平成 29. 10. 31 秘書渉外二印)

平成 29 年度外国出張計画

出張

1 最高裁判事出張

(1) インドネシア 最高裁判事 1 人

(2) (1)の随行 裁判官 1 人

2 國際会議

) 第6回日中知的財産権ワーキング・グループ (中華人民共和国, 約4日間)

【行政局】 裁判官 2 人

)

事務総局会議資料 第2
(10月31日開催)

(平成29.10.31広企印)

第24回最高裁判所裁判官国民審査における罷免を可とする投票数と罷免を可としない投票数

告示順序	裁判官氏名	有効投票数から記載無効数を除いた数 (A)=(B)+(C)	罷免を可とする投票数 (B)	罷免を可としない投票数 (C)	罷免を可とする投票数の率 (B)／(A)×100 (%)
1	小池 裕	54,819,600	4,701,848	50,117,752	8.58
2	戸倉三郎	54,819,630	4,316,361	50,503,269	7.87
3	山口 厚	54,819,632	4,361,391	50,458,241	7.96
4	菅野博之	54,819,637	4,407,669	50,411,968	8.04
5	大谷直人	54,819,628	4,370,741	50,448,887	7.97
6	木澤克之	54,819,611	4,407,902	50,411,709	8.04
7	林 景一	54,819,643	4,101,605	50,718,038	7.48
平均					7.99

事務総局会議（第32回）議事録

日時	平成29年11月7日（火）午前10時00分～午前11時22分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長、中村総務局長、堀田人事局長、笠井経理局長、平田民事局長兼行政局長、平木刑事局長、村田家庭局長、徳岡秘書課長兼広報課長、安東情報政策課長、門田審議官
議事	<p>1 平成29年度外国出張計画について 徳岡秘書課長説明（資料第1）</p> <p>2 平成30年度における協議会等開催計画について 中村総務局長説明（資料第2）</p> <p>3 平成29年度会計課長協議会の開催について 笠井経理局長説明（資料第3）</p>
結果	◎ 了承 1, 2, 3
	秘書課長 徳岡 治

(平成 29.11.7 秘書渉外二印)

平成 29 年度外国出張計画

出張

1 裁判官司法事情研究

- (1) ドイツにおける民事裁判手続へのIT導入の実態等に関する調査
(ドイツ, 約2週間) 【情報政策課・民事局・行政局】 裁判官 1 人
- (2) 英国における民事裁判手続へのIT導入の実態等に関する調査
(英国, 約2週間) 【情報政策課・民事局・行政局】 裁判官 1 人

2 一般職司法事情研究

- (1) ドイツにおける民事裁判手続へのIT導入の実態等に関する調査
(ドイツ, 約2週間) 【情報政策課・民事局・行政局】 一般職 1 人
- (2) 英国における民事裁判手続へのIT導入の実態等に関する調査
(英国, 約2週間) 【情報政策課・民事局・行政局】 一般職 1 人

事務総局会議資料 第2
(11月7日開催)

(平成29.11.7 総務局)

平成30年度における協議会等開催計画について

【配布資料】

平成30会計年度における協議会等開催計画

【参考資料】

- 1 平成29会計年度における協議会等開催計画からの変更点
- 2 平成30会計年度における協議会等開催計画（結果還元方法記載版）

)

)

平成30会計年度における協議会等開催計画

(中央協議会等)

審査室会議配布資料
(平成29.11.7総一印)

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	所管局課	総人員
1	長官、所長会同	6月20日、 21日	2日	当面の司法行政上の諸問題	高裁長官、地・家裁所長	総務局	80人
2	長官事務打合せ	11月19日、 20日	2日	司法行政上の諸問題	高裁長官	総務局	8人
3	長官事務打合せ	3月14日	1日	司法行政上の諸問題	高裁長官	総務局	8人
4	高裁事務局長事務打合せ	10月、2月 (2回)	1日	司法行政上の諸問題	高裁事務局長	総務局	8人
5	高裁総務課長等事務打合せ	11月	1日	総務事務全般の連絡協議	高裁の総務課長及び文書企画官	総務局	16人
6	高裁首席書記官事務打合せ	11月	1日	書記官事務全般の連絡協議	高裁の民事首席書記官及び刑事首席書記官	総務局	16人
7	人事関係等事務打合せ(高裁事務局次長)	5月	2日	人事行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	人事局	8人
8	人事事務打合せ(高裁人事課長)	10月	2日	人事行政事務全般の連絡協議	高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人	人事局	16人
9	人事事務打合せ(高裁人事課長)	2月	2日	人事行政事務全般の連絡協議	高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人	人事局	16人
10	経理関係等事務打合せ(高裁事務局次長)	9月	2日	経理行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	経理局	8人
11	経理関係等事務打合せ(高裁事務局次長)	1月	2日	経理行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	経理局	8人
12	経理事務打合せ(高裁会計課長)	10月	2日	経理行政事務全般の連絡協議	高裁会計課長及び同課企画官、同課課長補佐又は同課専門官のうちいずれか1人	経理局	16人
13	経理事務打合せ(高裁会計課長)	2月	2日	経理行政事務全般の連絡協議	高裁会計課長及び同課企画官、同課課長補佐又は同課専門官のうちいずれか1人	経理局	16人
14	調停委員協議会及び調停委員表形式	10月	1日	1 調停制度の在り方に関し考慮すべき事項 2 最高裁長官表彰	民事調停委員、家事調停委員	民事局 家庭局	58人
15	民事事件担当裁判官事務打合せ	11月	1日	1 施行20年を迎えた民事訴訟法の趣旨を改めて確認し、合議事件及び単独事件の審理充実を図る上で府として取り組むべき課題 2 民事裁判のIT化等の変化に対応し、新たな時代の民事訴訟を構築する上で府として取り組むべき課題	1 東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌及び高松の各地方裁判所の民事事件を担当する部総括裁判官及び右陪席裁判官1人ずつ 2 東京及び大阪の各高等裁判所の陪席裁判官1人ずつ(オブザーバー)	民事局	28人
16	首席家庭裁判所調査官事務打合せ	5月	1日	高裁の所在地を管轄する家裁の首席家庭裁判所調査官が行う調整事務に關し考慮すべき事項	高裁の所在地を管轄する家裁の首席家庭裁判所調査官	家庭局	8人

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	所管局課	総人員
17	後見関係事件事務打合せ	5月31日	0. 5日	後見関係事件の運用に関する連絡協議	1 高裁の民事次席書記官1名 2 高裁の総務課長又は総務課課長補佐のいずれか1名 3 高裁の所在地を管轄する家裁の部総括裁判官又は上席裁判官のいずれか1名 4 高裁の所在地を管轄する家裁の家事の首席書記官又は家事の次席書記官のいずれか1名 5 高裁の所在地を管轄する家裁の総務課長1名	家庭局	40人

(ブロック協議会等)

平成30会計年度における協議会等開催計画

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局	総人員
1	総務課長等協議会	12月～翌年1月	1日	総務事務全般に関する諸問題	1 高地家裁総務課長 2 高地裁文書企画官、高地家裁課長補佐、専門官のうち高裁が相当と認めるもの	各高裁所在地から開催地を選定予定（合同開催）	総務局	約118人
2	首席書記官等協議会	1月～2月	1日	書記官事務について、首席書記官として考慮すべき事項等	高地家裁の首席書記官及び地家裁の裁判官（具体的な対象範囲は未定）	各高裁所在地から開催地を選定予定（一部合同開催）	総務局	未定
3	人事関係事務協議会	6月～7月	1日	人事事務の処理に際し考慮すべき事項	高裁の事務局次長及び人事課長、地家裁の事務局長	各高裁所在地から開催地を複数選定（合同開催）	人事局	116人
4	人事管理協議会	9月～10月	1日	人事管理上の諸問題	高裁の事務局次長及び人事課長、地家裁の事務局次長	各高裁所在地から開催地を複数選定予定（合同開催）	人事局	約130人
5	人事担当課長等協議会	10月～12月	1日	人事事務全般に関する諸問題	1 各高等裁判所の人事課長及び人事課長補佐等 2 各地方裁判所及び各家庭裁判所の人事担当課長	各高裁所在地から開催地を選定予定（合同開催）	人事局	116人
6	経理関係事務協議会	6月～7月	0.5日	経理事務の処理に際し考慮すべき事項	高裁の事務局次長及び会計課長、地家裁の事務局長	各高裁所在地から開催地を複数選定予定（合同開催）	経理局	110人
7	会計課長協議会	1月～2月	1日	予算の適正執行及び効率的執行に際し、考慮すべき事項	高裁の会計課長及び地家裁の会計課長	各高裁所在地から開催地を複数選定予定（合同開催）	経理局	61人
8	簡易裁判所民事実務研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	簡裁の調停制度及び司法委員制度の運用に際し実務上考慮すべき事項	簡裁の裁判官及び書記官、民事調停委員、司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
9	新任民事調停委員研修会	各地裁で決定 (原則として4月～7月)	2日	民事調停事件の処理に必要な基礎的知識の習得	新任民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
10	新任民事調停委員ケース研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	1日	民事調停事件の処理につき事例研究の方法による実践的な知識及び技術の習得	新任民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
11	民事調停委員研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	民事調停事件の処理につき必要な応用的知識及び技術の習得	2年ないし3年程度の実務経験のある民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
12	民事調停委員ケース研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	民事調停事件の処理につき事例研究の方法による実践的な知識及び技術の習得	民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
13	調停運営協議会及び調停委員表彰式	各高裁で決定 (9月～11月)	1日	1 民事・家事調停の運営に際し考慮すべき事項 2 高裁長官表彰	各地裁及び家裁管内の調停協会において指導的地位にある調停委員	各高裁	民事局 家庭局	各高裁で決定

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局	総人員
14	鑑定委員協議会	開催する地裁で決定 (6月～12月)	1日	借地非訟事件の処理に關し考慮すべき事項	東京及び大阪各地裁の鑑定委員	開催する地裁で決定	民事局	開催する地裁で決定
15	新任司法委員研修会	各地裁で決定 (1月～3月)	0. 5日	司法委員としての職務につき必要な基礎的知識の習得	新任司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
16	司法委員研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	司法委員としての職務につき必要な実践的知識及び技能の習得	司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
17	管財人等協議会	各地裁で決定 (9月～翌年3月)	1日	倒産事件の管財業務等の処理に關し考慮すべき事項	破産事件の破産管財人、民事再生事件の監督委員及び個人再生委員、会社更生事件の管財人等	各地裁	民事局	各地裁で決定
18	民事執行事件担当者等協議会	10月～11月	0. 5日	改正民事執行法の運用上の問題点等について	1 各地裁の執行担当の裁判官各1人 2 各高裁の民事首席書記官又は民事次席書記官各1人 3 各地裁の民事首席書記官又は民事次席書記官各1人 4 各地裁の総括執行官各1人	各高裁(合同開催) 4 庁で実施予定	民事局	158人
19	簡易裁判所民事事件担当裁判官等協議会	翌年1月～2月	1日	1 簡易裁判所の本來的役割を踏まえつつ、訴訟事件の審理運営の更なる改善を図るために府として取り組むべき事項 2 民事調停の更なる運営改善を図り、その適切な利用を促す上で調停主任が果たすべき役割及び府として取り組むべき事項	1 各地方裁判所本府併置簡裁の民事事件を担当する裁判官1人(東京及び大阪の各簡裁は、訴訟事件担当裁判官及び民事調停事件担当裁判官1人ずつ) 2 上記簡裁を管轄する地裁の民事事件を担当する裁判官1人 3 上記簡裁を管轄する地裁(東京、大阪、名古屋、福岡及び札幌を除く。)の民事首席書記官又は民事次席書記官のいずれか1人並びに東京簡裁民事首席書記官及び大阪、名古屋、福岡及び札幌の各簡裁首席書記官1人	(合同開催) 4 高裁で開催(開催地は未定)	民事局	152人
20	刑事事件担当裁判官協議会	1月～2月	1日	1 裁判員制度の運用に關し考慮すべき事項 2 刑事訴訟法の運用について	高・地裁の裁判官	(合同開催) 4 高裁で開催(開催地は未定)	刑事局	68人
21	刑事鑑定研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	0. 5日	刑事事件の鑑定を巡る諸問題	学識経験者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局	各地裁で決定
22	心神喪失者等医療観察法関係研究協議会	各地裁で決定 (9月～翌年3月)	0. 5日	医療観察事件の処理上問題となる事項及び実体的な判断の在り方について考慮すべき事項	精神保健判定医及び精神保健参与員候補者並びに地裁の裁判官	各地裁	刑事局	各地裁で決定

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
23	犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための研究会	各高裁で決定（6月～翌年3月）	0. 5日	犯罪被害者等基本法19条の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための意見交換等	意見交換等のテーマに応じた外部有職者等並びに高裁、同高裁管内の地裁、家裁の裁判官及び被害者対応をする可能性のある職員（高裁管内の各地家裁から最低限裁判官その他の職員各1人に参加してもらう予定）	各高裁	刑事局 家庭局	各高裁で決定
24	法廷通訳基礎研修	各地裁で決定（4月～翌年3月）	1日	法廷通訳経験のない又は少ない初級レベルの通訳人候補者等を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者となることを希望し、かつ、対象言語の通訳人としての適性を備えていると認められる者又は通訳人候補者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局	各地裁で決定
25	法廷通訳セミナー	各高裁で決定（6月～翌年3月）	2日	中級レベルの通訳人候補者を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者並びに高裁及び開催地の地裁の裁判官及び書記官	各高裁所在地にある地裁（東京、大阪各高裁においては、それぞれの高裁が定める管内の地裁）	刑事局	各高裁で決定
26	法廷通訳フォローアップセミナー	東京、大阪各高裁で決定（6月～翌年3月）	2日	上級レベルの通訳人候補者を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者並びに東京、大阪各高裁及び東京、大阪各地裁の裁判官及び書記官	東京、大阪各地裁	刑事局	各高裁で決定
27	保護観察に関する連絡協議会	各地裁で決定（12月～翌年3月）	0. 5日	1 保護観察の実情について 2 その他	地裁の裁判官（支部を含む）及び保護観察所の職員	各地裁	刑事局	各地裁で決定
28	簡易裁判所刑事事件担当裁判官協議会	10月～12月	1日	1 刑事事件の運用に関し考慮すべき事項 2 その他	刑事事件担当の簡易裁判所判事、開催地所在地の地裁判事	（合同開催）4高裁で開催（開催地は未定）	刑事局	108人
29	検察審査会事務局長研究会	6月～10月	0. 5日	検察審査会事務局事務について必要な知識の取得及び実務上の諸問題の検討	地裁本庁所在地の検察審査会（複数の検察審査会が設置されている場合には、第一検察審査会の検察審査会）の事務局長	（一部合同開催）4～5高裁で開催（開催地は未定）	刑事局	50人
30	労働審判員研修会	各地裁で決定（4月～6月）	1日	労働審判事件の処理に必要な基礎的知識の習得	新任労働審判員	各地裁	行政局	各地裁で決定
31	労働審判員研究会	各地裁で決定（原則として9月～12月）	1日	労働審判事件の処理に必要な専門的知識の習得	労働審判員	各地裁	行政局	各地裁で決定
32	知的財産権訴訟研究会	10月～11月	0. 5日	知的財産権訴訟について考慮すべき実務上の諸問題	知財高裁の裁判官並びに大阪高裁、東京及び大阪各地裁の知的財産権関係事件を担当する裁判官 (注) 主催は知財高裁	東京高裁（知財高裁）	行政局	22人

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
33	知的財産権関係事件担当専門委員実務研究会	11月～12月	0. 5日	知的財産権関係事件における専門委員の関与の在り方	1 知財高裁の裁判官並びに東京及び大阪各地裁の知的財産権関係事件を担当する裁判官 2 知的財産権関係事件を担当する専門委員（知的財産権関係事件に関与したことがある者及び本研究会への出席を希望する者に限る） (注) 主催は知財高裁	東京高裁 (知財高裁)	行政局	知財高裁で決定
34	新任家事調停委員研修会	各家裁で決定（原則として4月～7月）	1日～2日	家事調停事件の処理につき必要な基礎知識の習得	新任家事調停委員又はこれに準ずる家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
35	家事調停委員研究会	各家裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	家事調停事件の処理につき必要な専門的知識の習得	家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
36	家事調停委員ケース研究会	各家裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	家事調停事件の処理につき事例研究の方法による必要な知識の習得	家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
37	家庭裁判所家事実務研究会	各家裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	家事事件の処理に關し考慮すべき事項	家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、家事調停委員、參與員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
38	家事関係機関との連絡協議会	各家裁で決定（4月～翌年3月）	1日～2日	家事事件の処理に關して連絡調整を要する事項	家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、福祉関係、医療関係、その他協議事項に関連する機関・団体の職員の中から、各家裁の実情等を考慮して選定	各家裁で決定	家庭局	各家裁で決定
39	少年関係機関との連絡協議会	各家裁で決定（4月～翌年3月）	1日～2日	少年事件の処理に關して連絡調整を要する事項	家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、保護関係、教育関係及び警察関係、その他協議事項に関連する機関・団体の職員の中から、各家裁の実情等を考慮して選定	各家裁で決定	家庭局	各家裁で決定
40	新任參與員研修会	各家裁で決定（1月～3月）	1日～2日	家事審判事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な基礎的知識の習得	新任參與員又はこれに準ずる參與員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
41	參與員研究会	各家裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	家事審判事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な専門的知識の習得	參與員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
42	首席家庭裁判所調査官協議会	1月～2月	1日	1 家庭裁判所調査官の調査事務等に關し考慮すべき事項 2 首席家庭裁判所調査官の執務に關し考慮すべき事項	首席家庭裁判所調査官	(合同開催) ※予定 東京（東京、札幌） 大阪（大阪、広島） 名古屋（名古屋、仙台） 福岡（福岡、高松）	家庭局	50人

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
43	家事事件担当裁判官等 協議会	各高裁で決定 (1月～2月)	1日	家事事件の運用上の諸問題	高裁管内の家裁において家事事件を担当する裁判官、書記官及び家裁調査官	各高裁 (一部合同開催) 東京 大阪 名古屋 広島(広島、高松) 福岡 仙台(仙台、札幌)	家庭局	各高裁で 決定

(平成29年11月7日経監印)

平成29年度会計課長協議会の開催について

1 開催日程等

次のとおり共催とする。

主催(共催)庁	期日	開催場所
東京, 名古屋, 高松高等裁判所	平成30年1月25日(木)	東京高等裁判所
福岡, 大阪高等裁判所	平成30年2月5日(月) 及び同月6日(火)	福岡高等裁判所
仙台, 広島, 札幌高等裁判所	平成30年1月18日(木)	仙台高等裁判所

2 協議事項

会計事務の処理に関し考慮すべき事項

3 協議員

- (1) 各高等裁判所の事務局会計課長(東京, 大阪各高等裁判所は会計課長又は管理課長)
- (2) 各地方裁判所及びこれと同一所在地にある家庭裁判所の事務局会計課長(東京地方裁判所は経理課長, 出納第一課長, 出納第二課長, 出納第三課長又は用度課長, 大阪地方裁判所は経理課長, 出納第一課長又は出納第二課長, 横浜, さいたま, 千葉, 京都, 神戸, 名古屋, 福岡及び札幌各地方裁判所並びに東京家庭裁判所は経理課長又は出納課長)のいずれか1人(東京は3人, 大阪は2人)

合計61人

事務総局会議（第33回）議事録

日時	平成29年11月28日（火）午前10時00分～午前10時11分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長、中村総務局長、堀田人事局長、笠井経理局長、平田民事局長兼行政局長、平木刑事局長、村田家庭局長、徳岡秘書課長兼広報課長、安東情報政策課長、門田審議官
議事	<p>1 人事事務打合せ（高裁人事課長）の開催について 堀田人事局長説明（資料第1）</p> <p>2 裁判官の報酬以外の給与に関する規則の一部を改正する規則について 堀田人事局長説明（資料第2）</p> <p>3 経理関係等事務打合せ（高裁事務局次長）の開催について 笠井経理局長説明（資料第3）</p> <p>4 経理事務打合せ（高裁会計課長）の開催について 笠井経理局長説明（資料第4）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 2</p> <p>◎ 了承 1, 3, 4</p>

秘書課長 徳岡 治

事務総局会議資料 第1
(11月28日開催)

(平成29. 11. 28 人総印)

人事事務打合せ（高裁人事課長）の開催

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成30年2月20日（火）及び21日（水）
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 人事上の諸問題について
(2) その他
- 5 出席者 各高等裁判所事務局の人事課長及び人事課企画官又は人事課課長補
佐のうちいずれか1人

合計 16人

)

(平成29.11.28人事局)

裁判官の報酬以外の給与に関する規則の一部を改正する規則について

＜資料目録＞

- 1 裁判官の報酬以外の給与に関する規則の一部を改正する規則案
- 2 同制定理由
- 3 同新旧対照表

理由

一般の政府職員の期末手当の額の改定に伴い、裁判官の期末手当の額の改定を行う必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

裁判官の報酬以外の給与に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

第一条関係——裁判官の報酬以外の給与に関する規則（平成二十九年最高裁判所規則第一号）

新

旧

(期末手当)

第十二条（略）

(期末手当)

第十二条（同上）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官については六月に支給する場合においては百分の百十五、十一月に支給する場合においては百分の百七十五を乗じて得た額に、判事及び報酬法第十五条

条に定める報酬月額又は報酬法別表簡易裁判所判事の項一号から四号までの報酬月額の報酬を受け
る簡易裁判所判事にあつては六月に支給する場合
においては百分の六十二・五、十二月に支給する
場合においては百分の七十七・五を乗じて得た額
に、報酬法別表判事補の項一号から四号までの報
酬月額の報酬を受ける判事補及び報酬法別表簡易
裁判所判事の項五号から九号までの報酬月額の報
酬を受ける簡易裁判所判事にあつては六月に支給
する場合においては百分の百二・五、十二月に支
給する場合においては百分の百十七・五を乗じて得
た額に、報酬法別表判事補の項五号から十二号ま
での報酬月額の報酬を受ける判事補及び報酬法別

に定める報酬月額又は報酬法別表簡易裁判所判事の項一号から四号までの報酬月額の報酬を受ける
簡易裁判所判事にあつては六月に支給する場合に
おいては百分の六十二・五、十二月に支給する場
合においては百分の七十七・五を乗じて得た額に
、報酬法別表判事補の項一号から四号までの報酬
月額の報酬を受ける判事補及び報酬法別表簡易裁
判所判事の項五号から九号までの報酬月額の報酬
を受ける簡易裁判所判事にあつては六月に支給す
る場合においては百分の百二・五、十二月に支給
する場合においては百分の百十七・五を乗じて得
た額に、報酬法別表判事補の項五号から十二号ま
での報酬月額の報酬を受ける判事補及び報酬法別

別表簡易裁判所判事の項十号から十七号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事にあつては六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一～四 (略)

3 (略)

表簡易裁判所判事の項十号から十七号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事にあつては六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一～四 (同上)

3 (同上)

第二条 関係一 裁判官の報酬以外の給与に関する規則

新

(期末手当)

第十二条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官においては六月に支給する場合においては百分の百五
十七・五、十二月に支給する場合においては百分の百七十二・五を乗じて得た額に、判事及び報酬法第十五条に定める報酬月額又は報酬法別表簡易裁判所判事の項一号から四号までの報酬月額の報酬を受け

旧

(期末手当)

第十二条 (同上)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官においては六月に支給する場合においては百分の百五
十五、十二月に支給する場合においては百分の百七十五を乗じて得た額に、判事及び報酬法第十五条に定める報酬月額又は報酬法別表簡易裁判所判事の項一号から四号までの報酬月額の報酬を受け

酬を受ける簡易裁判所判事にあつては六月に支給する場合においては百分の六十二・五、十二月に支給する場合においては百分の七十七・五を乗じて得た額に、報酬法別表判事補の項一号から四号までの報酬月額の報酬を受ける判事補及び報酬法別表簡易裁判所判事の項五号から九号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事にあつては六月に支給する場合においては百分の百二・五、十二月に支給する場合においては百分の百十七・五を乗じて得た額に、報酬法別表判事補の項五号から十二号までの報酬月額の報酬を受ける判事補及び報酬法別表簡易裁判所判事の項十号から十七号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事にあつては

る簡易裁判所判事にあつては六月に支給する場合においては百分の六十二・五、十二月に支給する場合においては百分の七十七・五を乗じて得た額に、報酬法別表判事補の項一号から四号までの報酬月額の報酬を受ける判事補及び報酬法別表簡易裁判所判事の項五号から九号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事にあつては六月に支給する場合においては百分の百二・五、十二月に支給する場合においては百分の百十七・五を乗じて得た額に、報酬法別表判事補の項五号から十二号までの報酬月額の報酬を受ける判事補及び報酬法別表簡易裁判所判事の項十号から十七号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事にあつては

あつては六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一～四 (略)

3 (略)

六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一～四 (同上)

3 (同上)

(平成29. 11. 28 経監印)

経理関係等事務打合せ（高裁事務局次長）の開催について

- 1 主 催 最高裁判所
- 2 期 日 平成30年1月30日（火）及び1月31日（水）
- 3 場 所 最高裁判所
- 4 協議事項 経理行政等事務全般の連絡協議
- 5 出 席 者 高等裁判所事務局次長 8人

(平成29. 11. 28 経監印)

経理事務打合せ（高裁会計課長）の開催について

- 1 主 催 最高裁判所
- 2 期 日 平成30年2月20日（火）及び21日（水）
- 3 場 所 最高裁判所
- 4 協議事項
 - (1) 新年度における予算の示達方針
 - (2) その他経理行政事務全般の連絡協議
- 5 出 席 者 各高等裁判所事務局の会計課長及び会計課企画官、会計課課長補
佐又は会計課専門官のうちいずれか1人

合計 16人

事務総局会議（第34回）議事録

日時	平成29年12月5日（火）午前10時00分～午前11時11分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長、中村総務局長、馬場人事局任用課長、一場経理局総務課長、平田民事局長兼行政局長、吉田刑事局第二課長、村田家庭局長、徳岡秘書課長兼広報課長、安東情報政策課長、門田審議官
議事	<p>1 平成30年における最高裁判所各小法廷の裁判官の配置、代理順序及び裁判事務の分配等について 中村総務局長説明（資料第1）</p> <p>2 平成30年の夏期の休延期間における司法行政事務の取扱いについて 徳岡秘書課長説明（資料第2）</p> <p>3 常置委員について 徳岡秘書課長説明（資料第3）</p> <p>4 首席書記官等協議会の開催について 中村総務局長説明（資料第4）</p> <p>5 平成29年度裁判所所管補正予算（第1号）について 一場経理局総務課長説明（資料第5）</p> <p>6 行政不服審査請求に対する裁決について 平田民事局長説明</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 1, 2, 3, 5</p> <p>◎ 了承 4</p> <p>◎ 検討した。 6</p>
秘書課長 徳岡 治	

【総局会議配布資料】

平成30年における最高裁判所各小法廷の裁判官の配置、
代理順序及び裁判事務の分配等について

平成30年における最高裁判所の各小法廷の裁判官の配置、裁判官に差し支えがあるときの代理順序、各小法廷に対する裁判事務の分配及び各法廷の開廷日割りを次のとおり定める。

第1 裁判官の配置

第一小法廷

裁判官	池	上	政	幸
裁判官	大	谷	直	人
裁判官	小	池		裕
裁判官	木	澤	克	之
裁判官	山	口		厚

第二小法廷

裁判官	寺	田	逸	郎
裁判官	小	貫	芳	信
裁判官	鬼	丸	かおる	
裁判官	山	本	庸	幸
裁判官	菅	野	博	之

第三小法廷

裁判官	岡	部	喜代子
裁判官	木	内	道祥
裁判官	山	崎	敏充
裁判官	戸	倉	三郎
裁判官	林		一景

第2 裁判官の代理順序

- 1 第一小法廷の裁判官に差し支えがあるときは第二小法廷の裁判官（最高裁判所長官を除く。）又は第三小法廷の裁判官が、第二小法廷の裁判官に差し支えがあるときは第三小法廷の裁判官又は第一小法廷の裁判官が、第三小法廷の裁判官に差し支えがあるときは第一小法廷の裁判官又は第二小法廷の裁判官（最高裁判所長官を除く。）が、順次これを代理する。
- 2 大法廷において最高裁判所長官に差し支えがあるときは、他の裁判官が、席次の順序に従ってこれを代理する。

第3 裁判事務の分配

- 1 事件は、種類ごとに、次の比率によって順次各小法廷に分配する。

第一小法廷	10
第二小法廷	9
第三小法廷	10

ただし、裁判官（最高裁判所長官を除く。）が定年により退官する場合は、その退官の日の2箇月前から後任裁判官配置までの間、また、その後任として新たに裁判官が就任する場合は、その就任の日から1箇月の間、当該裁判官が配置されている各小法廷に対する事件分配の比率を2減ずる。

- 2 大法廷がした裁判に対する再審事件は、順次各小法廷に分配する。小法廷がした裁判に対する再審事件は、その小法廷に分配する。
- 3 小法廷で差し戻した事件又は小法廷で高等裁判所の差戻し判決を是認した事件の判決に対する上告事件は、その小法廷以外の小法廷に分配する。ただし、事件の分配時において、当該小法廷の裁判官全員が当該事件の審理に関与していないときは、この限りでない。
- 4 小法廷の民事に関する裁判官の除斥又は忌避の申立て事件及び小法廷の刑事に関する裁判官の忌避又は回避の申立て事件は、当該裁判官の配置された小法廷以外の小法廷に分配する。ただし、刑事訴訟法第24条の規定により忌避の

申立てを却下する場合は、この限りでない。

- 5 小法廷がした裁判の違法を理由とする国家賠償請求事件及びその裁判に関与した裁判官を被告とする損害賠償請求事件は、その小法廷以外の小法廷に分配する。ただし、事件の分配時において、当該小法廷の裁判官全員がその裁判の審理に関与していないときは、この限りでない。
- 6 一つの小法廷に分配した事件に関連する事件は、その小法廷に分配することができる。
- 7 一つの小法廷に分配した事件が他の小法廷の取扱事件と関連するため併せて審理裁判することが便宜であるときは、関係小法廷の裁判官の協議により、一つの小法廷において併せて審理裁判することができる。
- 8 各小法廷の未済事件は、当該小法廷で引き続き取り扱う。

第4 開廷日割り

大 法 延	水曜日
第一小法廷	月曜日・木曜日
第二小法廷	月曜日・金曜日
第三小法廷	火曜日・金曜日

第5 夏期における休廷等

- 1 各小法廷の夏期における休延期間及びこれに伴う要急事件の分配停止期間は別表のとおりとする。
- 2 別表記載の夏期における休延期間中又はその直前に、特に迅速な処理が必要と認められる事件が係属することが見込まれるときは、全小法廷の一致した意見により、その事件を分配すべき小法廷を定めることができる。

(別表)

		要急事件分配停止期間	
休廷期間		民事	刑事
		人身保護事件	勾留事件
		強制執行停止事件	上告受理事件
第一小法廷	7月21日(土) 8月 9日(木)	左記期間中	7月16日(月) 8月 4日(土)
第二小法廷	8月 1日(水) 8月20日(月)	左記期間中	7月27日(金) 8月15日(水)
第三小法廷	8月11日(土) 8月30日(木)	左記期間中	8月 6日(月) 8月25日(土)

(平成29.12.5秘書印)

平成30年の夏期の休延期間における司法行政事務の取扱い

平成30年の夏期の休延期間における司法行政事務（別に最高裁判所長官その他の者に委任された事項に係るものを除く。）は、次に掲げる区分に従い、最高裁判所長官及び各小法廷の裁判官に委任する。

委任期間	委任する裁判官
7月21日～同月31日	最高裁判所長官及び第二小法廷の各裁判官
8月1日～同月10日	最高裁判所長官及び第三小法廷の各裁判官
8月11日～同月20日	最高裁判所長官及び第一小法廷の各裁判官
8月21日～同月30日	最高裁判所長官及び第二小法廷の各裁判官

(平成29.12.5秘書印)

常置委員

平成30年1月1日から同年5月31日までの常置委員を次のとおりとする。

第一小法廷	池上裁判官
第二小法廷	菅野裁判官
第三小法廷	戸倉裁判官

(平成29.12.5総三印)

首席書記官等協議会の開催要領

- 1 主催 次により共催
 - (1) 東京, 札幌各高等裁判所
 - (2) 大阪, 高松各高等裁判所
 - (3) 名古屋, 広島各高等裁判所
 - (4) 福岡, 仙台各高等裁判所
- 2 期日 1の(1)及び(3)については、平成30年1月中の1日
1の(2)及び(4)については、平成30年2月中の1日
- 3 場所 1の(1)については、東京高等裁判所
1の(2)については、大阪高等裁判所
1の(3)については、名古屋高等裁判所
1の(4)については、福岡高等裁判所
- 4 協議事項 (1) 適正な事務を確保するための自発的な取組について
(2) 書記官事務の整理を推進させるための後押しについて
- 5 協議員 (1) 次に掲げる区分に応じて、それぞれに定める人数に従い、各高等裁判所が選定する地方裁判所の民事事件を担当する裁判官、地方裁判所の刑事事件を担当する裁判官及び家庭裁判所の事件を担当する裁判官
 - ア 東京高等裁判所管内 11人
 - イ 大阪高等裁判所管内 8人
 - ウ 名古屋高等裁判所管内 7人
 - エ 広島高等裁判所管内 6人

オ 福岡高等裁判所管内 7人
カ 仙台高等裁判所管内 5人
キ 札幌高等裁判所管内 5人
ク 高松高等裁判所管内 4人

(2) 各高等裁判所の民事首席書記官及び刑事首席書記官

(3) 次に掲げる区分に応じて、それぞれに定める人数に従い、各高等裁判所が選定する地方裁判所の民事首席書記官及び刑事首席書記官並びに家庭裁判所の家事首席書記官、少年首席書記官及び首席書記官。ただし、次席書記官が配置されている庁にあっては、実情に応じて、首席書記官に代えて次席書記官を選定することは、差し支えない。

ア 東京高等裁判所管内 13人
イ 大阪高等裁判所管内 7人
ウ 名古屋高等裁判所管内 7人
エ 広島高等裁判所管内 6人
オ 福岡高等裁判所管内 10人
カ 仙台高等裁判所管内 6人
キ 札幌高等裁判所管内 5人
ク 高松高等裁判所管内 4人

事務総局会議資料 第5
(12月5日開催)

資料

平成29年度裁判所所管補正予算（第1号）について

(単位:千円)

区分	金額	備考
当初予算額	317,702,810	
補正要求額	832,137	
修正追加額	1,999,706	裁判所施設費 (裁判所施設の防災・減災対策の強化) ・裁判所施設の耐震化 長崎地方・家庭裁判所厳原支部 ほか14庁 ・非常用設備の更新 名古屋高等・地方裁判所 ほか10施設
修正減少額	△1,167,569	不用による既定経費の減少 人 件 費 △1,167,569 物 件 費 △1,078,779 △88,790
1次補正後予算額	318,534,947	